

レセ電通信医 2022011 号
令和 4 年 10 月 25 日

レセプト電算処理医科システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

選定療養に係る初診等の減算及び看護職員処遇
改善評価料の記録方法等について

令和 4 年厚生労働省告示第 52 号第 3 条及び第 269 号に係る診療行為等につきましては、下記の事項にご留意の上、記録願います。

記

- 1 令和 4 年厚生労働省告示第 52 号第 3 条「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法の一部改正について」に係る診療行為を算定の際は、以下の記録方法を参考に請求願います。

(1) 対象診療行為

項番	診療行為コード	診療行為名称	点数識別	新又は現点数
1	111015370	(選) 病床数が 200 以上の病院初診 (200 点減算)	8: 点数 (マイナス)	200 点
2	111015470	(選) 病床数が 200 以上の病院初診 (186 点減算)	8: 点数 (マイナス)	186 点
3	111015570	(選) 病床数が 200 以上の病院初診 (144 点減算)	8: 点数 (マイナス)	144 点
4	111015670	(選) 病床数が 200 以上の病院初診 (125 点減算)	8: 点数 (マイナス)	125 点
5	111015770	(選) 病床数が 200 以上の病院初診 (107 点減算)	8: 点数 (マイナス)	107 点
6	111015870	(選) 病床数が 200 以上の病院初診 (93 点減算)	8: 点数 (マイナス)	93 点
7	112026270	(選) 病床数が 200 以上の病院再診 (50 点減算)	8: 点数 (マイナス)	50 点

